

平成30年2月6日付けで提出された住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定による監査を実施したので、同項の規定に基づき、その結果を次のとおり公表する。

平成30年4月13日

秋田県監査委員 柴田正敏
秋田県監査委員 渡部英治
秋田県監査委員 石塚博史
秋田県監査委員 川村和夫

第1 請求の受理

1 請求書收受年月日

平成30年2月6日

2 請求人

(省略)

3 請求の要旨

(請求人から提出された住民監査請求書の原文に即して記載したが、見出し記号は変更し、誤字等と思われるものについてはできる限り修正した。事実証明からの引用で誤字等と思われるものについても、同様の取扱いとした。いずれも監査委員の判断には影響していない。)

(1) 本件請求に係る事実

ア 「にかほ陣屋」(株式会社秋田物産センター)への秋田県の補助金支出

(ア) 秋田県は平成24年5月24日までに株式会社秋田物産センターに対し、「農林漁業ビジネス支援事業補助金」2億1千万円を交付(以下「本件補助金」という。)、株式会社秋田物産センターは、平成25年5月9日付で補助事業終了による同補助事業等実績報告書を提出した(以下「本件補助事業」という。)

(イ) 本件補助金には、次の条件が付されている。

「(1) 補助金等目的外に使用しないこと。(4) 補助事業によって取得し…た財産は、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、…運営を図ること。(5) 前号の財産のうち1件当たりの取得価格50万円以上の機械及び器具について「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている財産について、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間においては、補助金交付の目的に反して、使用、譲渡、交換、貸付又は担保に供しないこと(但し、事前に承認を得た場合を除く)。(6) 関係法令その他の関係規定を遵守するとともに、指示及び命令事項を確実に履行すること。(8) これら上記の条件に違反した場合には、補助金の全部又は一部を返還させることができる。」等の条件が付けられている。

(事実証明①)

イ にかほ陣屋と県職員対応の経緯① 平成27年10月21日～同年12月10日

(ア) 平成27年11月9日。由利地域振興局(以下「振興局」という。)は、上記補助金で作られた「乳畜産物加工販売棟(ヴィラ)」の改造工事中であることを確認し、「会長(渋谷県議)がヴィラの改修を企画した。…会長から県への報告はしないように指示が有り、しなかった。何か対応が必要になれば『自分の名前を出すように』と言われている」。工事の「詳細は会長が全てを取り仕切っているため、行程表も図面も秋田物産センターでは入手していない」。「工期は10月21日から始まった」等の事情聴取をした。(事実証明②)

(イ) 翌11月10日。前記報告を受けた振興局局長は、直ちに農林水産部農業経済課へ電話で報告し今後の対応を協議した。

農業経済課は、「補助事業で整備しかつ耐用年数が未経過の施設について、壁を壊したり、目的外の使用をする場合、補助金交付決定に付される交付条件のとおり、財産処分の手続が必要となる」とし、詳細把握のため現地でヒヤリングをすること、県からそのような連絡があったことを渋谷会長にも伝えるよう振興局に指示した。

また、「今後の対応について」、「詳細を把握し、しかるべき手続をするよう秋田物産センターを指導する」、「県民に誤解を与えるような施設運営がされないよう働きかける。」「場合によっては渋谷会長に対して直接話をすることも必要なる」と判断し、その旨を振興局に伝えた。(事実証明③、事実証明④)

(ウ) 同年11月17日。農業経済課職員は、「増改築に関する情報収集」として次の復命を行った。なお、下線は原文どおり。(事実証明⑤)

「1 県単事業で整備した乳畜産物加工販売棟の一部を取り壊し、カラオケ施設を増築することを確認したため、しかるべき手続をするよう伝達した。伝達の際、目的外施設を増設するために既存施設の壁を取り壊す内容であったため、補助金返還等の措置も考えられることから、今後の手続について検討

し、後日相談する旨申し添えた。※ 過去、レストラン棟の直売施設の壁撤去やバーベキューハウス棟のテナント入居の際にも振興局に対する相談はなく、今回も一切事前相談はなかった。」

「2 ヒヤリング内容…「増築概要」①増築面積 木造平屋176.4㎡。②増築内容 カラオケBOX (5室)、トイレ、休憩・事務室待合ホール、ほか。③工事金額 不明 ※詳細な設計図は入手できず。④工期 平成27年10月21日～2月上旬 2月20日頃オープン予定。…既存施設…増築にあたり、既存施設の西側壁と北側壁が撤去される見込み。増築後の施設運営については、秋田物産センターの直営テナントが入るかは未確認。」(下線は原文どおり)

「3 詳細を確認し、利用目的に変更がないことを確認できれば、模様替え届けを提出するよう指導する。(取り壊す外壁部分の財産処分の要否については要検討)。また県民等からの問い合わせがあった場合に備える必要がある。」

(エ) 同年11月30日。農業経済課は以上の経緯を確認し、次の対応方針を決めた。(事実証明⑥。下線は、請求人が引いたものである。)

(a) 「乳畜産物加工販売棟の運営に関する詳細を確認し、施設の機能や規模に変更がないことが確認できれば、模様替え届けを提出するよう指導する。目的外に使用される場合は、財産処分が必要となるため、目的外使用スペースと壁撤去部分に係る事業費を算出し、補助金返還に向けた指導を行う。」

(b) 同時に、「補助金返還に向けた指導」のために、「羽州街道にかほ陣屋「乳畜産物加工販売棟」返還額試算」を行い、同施設の平成27年2月の未償却残額10,272,218円、目的外使用部分面積が9.93㎡、目的外使用部分割合7.89%を算出し、返還額試算405,218円と算定した。

(オ) 同年12月10日

同課はイ(ア)以来の懸案事項について、本件補助金の目的及び財務規則第259条(補助金等の返還)、第261条(財産の処分の制限)に照らした法令上の検討を下記のように行い、「にかほ陣屋『乳畜産物加工販売棟』の増設に伴う財産処分について」(事実証明⑦)において株式会社秋田物産センターに対して補助金の一部返還を求める方針を決定した。なお、下線は原文どおり。

「1 財産処分の考え方 ○「にかほ陣屋」は農林漁業の6次産業化の拠点施設として2億1千万円の県費を投入して整備され、「乳畜産物加工販売棟」についても地域資源であるジャージー牛乳や秋田由利牛等を使用した加工品の製造・販売を目的に利用する計画となっている。○今回、増築するカラオケ施設により、施設全体への集客効果は期待できるものの、地域の農林水産物等の付加価値を高めるという6次産業化拠点施設の事業目的には合致しない。○補助事業で整備した施設の一部目的外使用に関しては、秋田県財務規則に基づき財産処分の手続と一部補助金の返還が必要になる。○補助金の返還については、当時の出来高設計書と今回増築工事の設計書を突合し、一部目的外使用部分の事業費を試算して補助金返還額を算定する。」

また、「雇用を創出する農林漁業ビジネス支援事業実施要領(抜粋)」で、○本件補助金は、「6次産業化に取り組む際の拠点施設整備に対し助成」するものである、○「新規事業展開型」(にかほ陣屋はこれにあたる)は「地域農林水産物を活用した加工事業やサービス事業を新規に展開」するものである、○「補助対象」は「直売施設、加工施設、食材供給施設及びそれらの複合施設等、農業生産施設機械等」である、○「なお、生産・加工・販売事業の実施に直接関係のない施設等は補助対象としない」と本件課題を整理している(下線は原文どおり)。

更に、「※返還額の参考試算は別紙のとおり」とし、(エ)の「返還額試算」に、「【留意事項】増築により撤去する壁面部分は未算定(設計書突合後算定)」を追加した。

(カ) 同日午後、同課主幹と振興局課長らが、株式会社秋田物産センター社長らと「にかほ陣屋「乳畜産物加工販売棟」の財産処分に関する打ち合わせ」を行った。その内容は、「財産処分の手続が必要であることを説明したところ、佐々木社長は財産処分について理解を示したようであった。(渋谷会長にも今後の手続について報告しておくとのこと)。今後の手続は「平成28年2月下旬のカラオケ施設オープン前に終える予定であることを説明し、必要書類を提出してもらうこととした」。(事実証明⑧。下線は請求人が引いたものである。)

ウ にかほ陣屋と県職員対応の経緯② 県議会議長室の会談と返還方針の挫折

同年12月14日、県職員らはイ(オ)及び(カ)で到達した「財産処分」について、株式会社秋田物産センター会長に「説明」するために会談した。しかし、この会談により、目的外使用による返還問題に対する県職員の対応は急転することになった。

「本日、同社渋谷会長(議長)から説明するよう指示(会社を通じての連絡)があり対応」との書き出しで始まる「にかほ陣屋「乳畜産物加工販売棟」の一部模様替えに伴う財産処分について(メモ)」(事実証明⑨)はこの会談内容を次のように記録している。

「日時 12月14日（月）午後1時～1時30分」。「場所 議長応接室」に呼びつけられた農業経済課長他1名は、大要、次の説明をした。

- (ア) 「模様替えの実態はカラオケ施設の併設であり、…6次産業化の推進とは直接的に関連性が薄い。」
「対外的には、カラオケ施設の設置によって取り壊しとなった部分や、新たに加工販売施設からカラオケ施設につながるカウンターは、6次化施設として説明が付け難い。※周囲の人は、乳畜産物施設への誘客を図るためのカラオケ施設という感覚はないと思われ、単なる、補助対象施設を一部取り壊してカラオケ施設を造ったと客観的に思うはず。」「そうした場合には、基本的に、機能として失われるスペースの割合や取り壊しになる部分に相当する補助金を返還してもらうことが必要。」（返還金額は「40～50万円程度と思われる。あくまで試算であり、圧縮は可能と思われる。」「仮に外部から指摘があっても、適切に（事務）処理していると言えるよう、補助金の返還について、ご理解をいただきたい。」）
- (イ) これに対する「渋谷議長の回答」は、「本施設は大きな赤字部門であり、このままでは閉鎖するしかない。」「そうならないように、自分が3千万円ものカネを出し、カラオケ施設を設置し、会社に賃料を払う形にするもの。」「本施設の売り上げを増やし、雇用を維持するためのカラオケ施設設置であり、施設そのものの目的や機能は、そのまま維持されるため、補助金の返還は、到底、納得できない。」等々であった。
- (ウ) 同メモには、「※感情的になり、全く聞く耳を持たず、怒鳴り散らすのみ」等とも記載されている。
この回答について、同課は、「議長の考え（状況からの推測）」として、「そういう意味で一体的な施設と認識しており、また、カラオケ施設はすべて自己資金であり、文句を言われる筋合いはなく、補助金返還には該当しない。※そもそも、この考え方が、こちらの指導と相容れない部分」等と理解したことが記載されている（下線は請求者が引いたものである。）。

エ にかほ陣屋と県職員の対応の経緯③ 事実経緯と損害の隠蔽へ

(ア) 同日（事実証明⑨）

農業経済課長らは「上記の（渋谷議長の）回答を踏まえ、部長、次長と下記の対応を協議し、農林水産部として下記の「今後の対応方針」を決めることになった（下線は請求人が引いたものである。）。

「○選択肢は、次の3点。①補助金返還とならないような理由を付し、事業主体から「取得財産目的外処分承認申請書」または、「模様替え届」を提出してもらう。②今回の指導は、全く無かったことにする。③行政指導文書を発出。自主的な返還がなければ、事務的に納付書を送付する。○③の選択肢は、…今回のケースに当て填めることは難しい。○県で知り得てしまったという事実を考えれば、①の事務処理が適当と思われる。○渋谷議長にはそのような処理をしたい旨、再度説明を行う。（総括質疑終了日頃）。○了解がとれ次第振興局に説明し、事業主体も含め模様替え届の内容等を精査する。」

(イ) 同年12月15日、農業経済課・農林水産部の打ち合わせ（事実証明⑩。下線は請求人が引いたものである。）

「 別添資料により出雲次長、課長と打ち合わせ。」（別添資料とは、(ア)の「今後の対応方針」のことである。）。

「 結果、」「1 県財務規則、農経課補助金交付要綱では「財産処分」の規定はあっても、「模様替え届」を出させる規定・根拠がない。2 1のため、国補助事業に準拠し、「模様替え届」の提出を促す。→原案は、農経で作成。」（「作成しておいてください」の指示書き込みあり）。「○ 渋谷議長の言い分をメモから準用し、「模様替え届」の案を作成、「・あくまで、事業目的（売り上げ増・雇用維持、6次化による畜産農家の所得向上）を達成するために必要な事業であること」、「3 案ができ次第、部長を含めて打ち合わせを行い、同社を再度訪問し、「模様替え届」の提出（振興局へ提出）を要請」、「4 対外的な指摘があった場合の対応方針」。「○ 届け出がない場合は「提出の指導をしているが、これまで届出がないために、良し悪しの判断が付けられない状況」と言える。」「○ 提出された場合は、指摘の時期にもよるが、・模様替えの目的からして補助金返還には当たらない、と言うまたは、慎重に検討中で逃げるか、その時点で再度、打ち合わせが必要。」

(ウ) もみ消しの完成 県職員作成の「模様替え届」と秋田物産センター提出の「模様替え届」届出と受理

a (イ)で「農経で作成」した「雇用を創出する農林漁業ビジネス支援事業（H24繰越）で取得した施設の増築等について（届出）」（事実証明⑪）には日付がない。

b 「雇用を創出する農林漁業ビジネス支援事業（H24繰越）で取得した施設の増築等について（届出）」（事実証明⑫）には日付が記入されている。

aは(イ)で「農経で作成」した「模様替え届」である。bは、その「模様替え届」に、本件カラオケ工事開始日（平成27年10月21日）の2日前にあたる「平成27年10月19日」の日付を記入して、株式会社秋田物産センターが振興局に提出し、振興局は同日付で收受印を押し、同日付で受理したものである。しかし、実際に提出されたのは平成28年1月6日である（事実証明⑬）。公務員が、その職務

に関し、行使の目的で、虚偽の公文書を作成したともいえる行為である。

オ 施設の現実に目をそむけ、県の損害増大を放置し続ける不作為（平成28年～現在）

(ア) 本件施設は法定耐用年数が20年であることから、平成25年4月取得の本件施設はその20年後（平成45（2033）年3月）になって初めて未償却残額がゼロ（簿価1円）になる（イ（エ）及び（オ）の試算参照）。従って、関係県職員らは、20年間にわたって、県の財産である同施設を適切に管理する職務上の義務を負っている。

前記経緯中で返還方針を放棄したのはカラオケ工事進行中の平成24年12月15日（イ（ウ））であり、一方、本件カラオケの「オープン予定日」は平成28年「2月20日頃」（イ（ウ））である。

すると、以上の事実経緯からして、カラオケオープン後の本件施設の実態把握（つまり知事の補助職員としての財産管理）がより重大な問題でなければならない。なぜなら本件施設は耐用年数20年であるから、目的外使用の程度・割合が増大すればするほど、期間が経過すればするほど、県の損害はより増大するからである。

(イ) これに対し県農業経済課は、陣屋に対する前記イ～エの経緯に関する公文書が秋田県生活と健康を守る会連合会（県生連）の公表によって問題とされた平成29年12月県議会に、「にかほ陣屋の増改築の経緯について」（事実証明⑬）、「陣屋を構成する店舗について」（事実証明⑭）を議会説明資料として提出した。

ところが、後者の「陣屋を構成する店舗について」には、「※カラオケ施設は、案内版や看板がなく、窓に「喫茶カラオケ」とシール表示のみ」と記載されている（下線は請求人が引いたものである。）。

すると、平成29年12月現在において、「カラオケ施設含む」「高原ヴィラ」の実態は本当にそうであろうか。

(ウ) 平成30年1月末。本件施設は利用者、通行人にどのように見え、映るのか。

陣屋の敷地は国道側から左手に「入り口」、右手に「出口」がある（なお、以下の事実証明は平成30年1月下旬撮影の写真である）。

国道から、大きく目に入るのは、左側正面に「V i l l a、カラオケ」、中央に「焼肉大将」（無断改造等 イ（ウ）参照）である。残り右側にやや小さく「廻船問屋 北前船」（海産物加工販売所）が見える。当初は、左から乳畜産物加工販売棟「ヴィラ」、バーベキューハウス、海産物加工販売所であった。本件補助申請時の事業計画で3大事業とされた「レストラン事業棟（そばを中心にしたメニュー）」は道路からは見えず、駐車場を降りて同敷地内を探さないと見えない（事実証明⑮の1～2）。

(エ) 敷地入口に入って、「V i l l a、カラオケ」を正面にすると、「カラオケ」「喫茶カラオケ」が特大に見え、「手作りジェラート、ジャージーソフト」が控え目に見える（事実証明⑮の3）。「焼肉大将」との間を通過して、ヴィラの正面に立つと、入り口玄関上の表示も「高原スイーツ&カラオケ」のヴィラである（事実証明⑮の4）。

※カラオケ施設は、案内版や看板がなく、窓に「喫茶カラオケ」とシール表示のみ（12月議会提出資料）とは全く異なっている。

(オ) 「V i l l a、カラオケ」の内部

入口はカラオケに2つ、ヴィラに1つであるが、いずれの入り口から入っても、ヴィラとカラオケは仕切りのないホールで一体構造になっている。双方にテーブル・椅子等があるが、カラオケ玄関から入った客も、ヴィラ玄関から入った客も、どちらでも自由に使える。カウンターは共通で、同じ職員が双方の店の注文に応じている。

「MENU」には「フライドポテト」、「たこやき」、「タコのからあげ」から「ジャージーソフト」その他があり（事実証明⑮の5）、「DRINK」メニューにはビール、ウイスキー、ワイン、日本酒その他のドリンクがある（事実証明⑮の6）。

この二つのメニューは、どちらの施設にも置かれている。

つまり、ヴィラの客はジャージーソフト等を買ってカラオケ施設のテーブルでも食べられるし、カラオケにきた客はビールその他を注文してどちらのテーブルでも食べられる。

営業時間は「物産店舗」が9:00～18:00であり（事実証明⑮の2）、カラオケは10:00～23:00、金、土等は24:00まで営業するから（事実証明⑮の7、8）、ヴィラ閉館18:00以降はカラオケは両施設を自由に使えることにもなる。

(カ) カラオケ施設

イ（ウ）（平成27年11月17日）の「ヒヤリング」で確認したのは、「②増築内容 カラオケBOX（5室）、トイレ、休憩・事務室待合ホール、ほか、※詳細な設計図は入手できず」であった。これに対し、カラオケ施設には事務室はない。両施設が一体で受付カウンターも職員も共通であるから、ここに事務室を設置する必要がない（株式会社秋田物産センター事務室は別の建物のお土産コーナーの奥にあ

る)。

代わりに、カラオケBOX(5室)は8室に変わっている(事実証明⑮の9)。更には、カラオケ施設には厨房がないから、揚げ出し豆腐、五目チャーハンその他、前記二つのメニュー(事実証明⑮の5、6)は、ヴィラの加工室を使っていることになる。

(キ) 本件二つの施設の由来を知らない通行人や一般客は、この施設の一部が秋田県の補助によって建てられたものであること等を知る由もない。由来を知っている「周囲の人は、乳畜産物施設への誘客を図るためのカラオケ施設と言う感覚はないと思われ、単なる補助対象施設を一部取り壊して、カラオケ施設を造ったと客観的に思うはず。」(前記ウ)との当時の県職員らの指摘は、正鵠を得ている。

(2) 秋田県職員の過失と補助金返還請求を怠る行為

ア (1)イ及びウ記載のとおり、県職員らは、本件補助施設に対する本件カラオケ施設の増設が本件補助事業による県の財産に損害をもたらすこと、秋田県が株式会社秋田物産センターに対して当該損害に対する求償権を有することを調査・認識し、2回にわたる損害金額の具体的試算までを行い、同社に対して本件補助金の一部返還を請求するとの意思決定をしたにもかかわらず、(1)エ記載の「県議会議長応接室」において「議長」と面談するというとんでもない公私混同を犯し、「議長」の不当な圧力に屈し、求償権の行使を怠る過失を犯し、今に至るも、求償権行使を怠っている。

イ その後、(1)オ記載のとおり、本件補助施設に併設されたカラオケ施設の比重の拡大により、本件補助事業による県の財産がより甚大に損なわれ、秋田県が秋田物産センターに対して有する求償金額がより増大しているにもかかわらず、本件補助施設の管理を事実上放棄して求償権を行使せず、県の財産に日々新たな損害をもたらす過失を犯し続けている。

(3) 秋田県の損害

ア (1)エまでの事実経緯による損害

少なくとも、県職員が(1)のイ(エ)で県職員が算定した平成27年12月末現在の405,218円を下回ることはない。

なお、(1)のエ(ウ)で本件補助施設の「模様替え届」の提出、受理が行われたが、同届出に本件損害を治癒する法的意義は全く有せず、単に、工事着工前に県に届けていたという仮装をしたに過ぎない。また、同届出書は、県職員が、秋田物産センターになり代わって、「補助金返還とならないような理由を付し」、日付を記載せずに作成し((1)のエ(ア)及び(イ))、それを同社に提供し、その日付が虚偽と知りながら收受印を押印した虚偽公文書を受領したものであり、このような犯罪的ともいえる県職員の自作自演をもって県の損害を治癒することはできない。

更に、職員が「事実を捏造して虚偽の報告を行った場合」、「事務処理に適性を欠き、公務の運営に重大な支障を与え、又は県…に重大な損害を与えた場合」等に定められている知事に対する事故報告も本件に関しては全く行われていない。

イ (1)オの事実による損害

(1)オ記載のとおり、平成30年12月現在、本件補助施設とカラオケ施設は一体となり、本件補助施設の少なくとも4分の1以上は目的外使用の損害を受けているとみなすことが相当である。

この間の目的外使用期間は3年間であるから、本件補助施設の平成27年12月価格(未償却残高10,272,218円)から3年間の償却額2,783,769円であるから、目的外使用割合の4分の1、県補助率は2分1として、下記の算式により、その損害は計1,043,913円となる。

3年間の償却額2,783,769円(平成27年12月未償却残高10,272,218円-平成30年12月未償却残高7,488,449円)×目的外使用率1/4×県補助率1/2×経過月36/12=1,043,913円。

ウ 損害額の合計

従って、本件損害は、平成29年12月末現在として、((1)のイ(エ)b)405,218円+(イ)1,043,913円の計1,449,131円になる。

なお、その後も現状が続けば損害額は更に増大することは前述のとおりである。

(4) まとめ

よって、監査委員が本件を監査し、本件損害について、株式会社秋田物産センターに対し本件損害の賠償の請求をすること、関係職員の過失に対して相応の措置をすること、株式会社秋田物産センターに対しカラオケ施設の撤去・縮小等を求めること、その他必要な措置をとるよう、秋田県知事に対し勧告することを請求する。

4 事実証明書

- (1) 事実証明① 支出負担行為伺(決議:平成24年12月4日)ほか
- (2) 事実証明② にかほ陣屋((株)秋田物産センター)のヴィラの模様替えについて
- (3) 事実証明③ 簡易復命書(用務「にかほ陣屋の模様替えについて」、平成27年11月11日付け)

- (4) 事実証明④ にかほ陣屋（(株)秋田物産センターのヴィラの模様替えについて（「11/10部長検討」などのメモ書きがある資料）
- (5) 事実証明⑤ 簡易復命書（用務「にかほ陣屋の乳畜産物加工販売棟の増改築内容確認」、平成27年11月17日付け）
- (6) 事実証明⑥ 羽州街道にかほ陣屋「乳畜産物加工販売棟」の増築について（平成27年11月30日付け。「11/30部次長への相談」のメモ書きがある資料。）
- (7) 事実証明⑦ にかほ陣屋「乳畜産物加工販売棟」の増設に伴う財産処分について（平成27年12月10日付け）
- (8) 事実証明⑧ 簡易復命書（用務「にかほ陣屋「乳畜産物加工販売棟」の財産処分に関する打ち合わせ」、平成27年12月10日付け）
- (9) 事実証明⑨ にかほ陣屋「乳畜産物加工販売棟」の一部模様替えに伴う財産処分について（メモ）（平成27年12月14日付け）
- (10) 事実証明⑩ にかほ陣屋「乳畜産物加工施設」の財産処分・模様替えの取扱いについて（平成27年12月15日付け）
- (11) 事実証明⑪ 届出様式「雇用を創出する農林漁業ビジネス支援事業（H24繰越）で取得した施設の増築等について（届出）」
- (12) 事実証明⑫ 雇用を創出する農林漁業ビジネス支援事業（H24繰越）で取得した施設の増築等について（届出）（平成27年10月19日付け）
- (13) 事実証明⑬ 「にかほ陣屋」の模様替え工事等の経緯について（平成29年11月27日、農林水産委員会提出資料（当日配布））
- (14) 事実証明⑭ 陣屋を構成する店舗について
- (15) 事実証明⑮-1～9 にかほ陣屋の写真

5 請求の対象となる職員

秋田県農林水産部農業経済課の職員ら本件事案に関係する職員（以下「関係職員」という。）

6 請求の要件審査

本県請求事項については、地方自治法（以下「法」という。）第242条に規定する要件を具備しているものと認め受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

- (1) 関係職員について、違法又は不当に財産の管理を怠る事実があるか。
- (2) 違法又は不当な財産の管理を怠る事実があるとすれば、それにより県は損害を被っているか。

2 監査対象課所

- (1) 秋田県農林水産部農業経済課
- (2) 秋田県由利地域振興局農林部

3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定により、平成30年2月27日、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

(1) 提出された証拠

- ア 証拠① 秋田県にかほ市金浦字下谷地50-2の登記記録（全部事項証明書（土地））
- イ 証拠② 平成24年度農林漁業の6次産業化拠点施設整備事業実施計画書（表紙、1頁から5頁まで）
- ウ 証拠③ 株式会社秋田物産センターへの訪問（平成27年12月24日午前10時20分から同10時40分まで）記録
- エ 証拠④ にかほ陣屋 かがり火 増築改修工事の見積書

(2) 陳述の要旨

- ア 証拠①は、にかほ陣屋の所在地に係る不動産登記簿（土地の全部事項証明書）の写しであり、この土地の所有者は、にかほ市に住所を有する人と由利本荘市に住所を有する人であることが分かる。
- イ 証拠②は、補助事業の実施計画書であり、補助金交付申請に添付されたものである。この補助事業は、農林漁業の6次産業化拠点整備事業として行われた。民間事業者と農林漁業者が連携して取り組む際の拠点施設を整備するものである。具体的には、直売施設、加工施設、食材供給施設などこれらの複合施設を整備して、地域農林水産物を活用した加工事業やサービス事業を新規に展開する目的をもって交付された補助金である。
- ウ また、証拠②の1頁目の下には整備予定地についての記載がある。これによると、現況地権者の状況と土地利用の調整状況は、「地権者5人中3人は賃貸借契約済み。残り2名は、にかほ市と個人1名であり、公的書類整備後締結予定」とある。
- エ ア及びウによれば、登記簿の記録と実施計画書の整備予定地は全く異なることが分かる。
- オ 証拠③は、秋田県農林水産部農業経済課及び秋田県由利地域振興局の職員が、株式会社秋田物産センター

の社長及び部長を訪問（平成27年12月24日午前10時20分から同10時40分まで）した際の記録である。この記録には、「これまでの経緯を説明後、届出を出してもらおうよう説明し、了承。（様式提示）」、「届出を出す場合は日付を遡及して作成（着工日より前）」とある。また、「改修前後の図面、事業費、着工及び完了日が判断できる書類の提出を要請」との記載もあり、請求人は秋田県に対し当該図面等について情報公開請求をしたが、文書が存在せず非公開であった。

カ 証拠④は、「にかほ陣屋 かがり火 増築改修工事」の見積書である。証拠⑤は、本件請求とは直接には関係ないものである。過去には、本件請求の対象である乳畜産物加工販売棟のほかにも、「模様替え届」が提出されており、この見積書は、同じ補助事業で整備された「バーベキューハウス棟」の改築時に秋田県に提出されたものである。その工事費は、バーベキューハウス棟の建設費とほぼ同額に近い金額である。補助事業によって建設した建物を一旦取り壊してまた造ったような工事が当時、「模様替え届」ということで、ほかにも秋田県に提出されているのである。

4 秋田県農林水産部農業経済課及び秋田県由利地域振興局農林部の説明及び見解

- (1) 事業目的や施設機能に影響を与えないと判断された場合の「模様替え届」とともに、施設の目的外使用と判断された場合の補助金返還額の試算を同時並行で検討した経緯はあるが、組織として補助金の一部返還の意思決定をした事実はない。
- (2) 議長（当時）から増築の目的及び詳細な工事内容といった客観的事実を聞き取り、補助事業の趣旨に合うかどうか適切に判断したものであり、不当な圧力があったとは考えていない。
- (3) 増築工事により事業目的や施設の機能等が変更されるものではないことから、補助金返還には当たらないと判断し、模様替え届の提出を指導した。
- (4) カラオケ施設の増築は、株式会社秋田物産センターが集客能力を高め、農産物や加工品の売り上げを伸ばし、雇用を維持するために行ったもので、県としては増設工事によって、事業目的や施設の機能等が変更されるものではなく、補助事業の趣旨に合致していると判断したことから、国庫補助事業に準拠して「模様替え届」によることとし、株式会社秋田物産センターに対し「模様替え届」の手続を指導した。目的外使用との認識はない。
- (5) 一方で、事務手続、文書の收受、施行、受理、文書管理などの点で反省すべき点があったのは事実であり、そういった点については、我々は深く反省する必要がある。

5 監査によって判明した事実関係等

- (1) 秋田県は、株式会社秋田物産センター（以下「物産センター」という。）に対し、平成24年12月4日付けで農林漁業ビジネス支援事業費補助金（事業種目：農林漁業の6次産業化拠点施設整備事業、事業タイプ：新規事業展開型）の補助金交付決定を行った。物産センターは、補助事業の完了後、平成25年5月9日付けで補助事業等実績報告書を秋田県（以下「県」という。）に提出し、県は平成25年5月24日に当該補助金を交付した。
- (2) 乳畜産物加工販売棟並びに当該施設内に設置した製品陳列ショーケース、厨房関連機器、アイスクリームフリーザーなどの機械及び器具は、(1)の農林漁業ビジネス支援事業費補助金により整備されたものである。
- (3) 農林漁業ビジネス支援事業費補助金の交付の目的等は、次のとおりである。

ア 補助金等交付決定通知書（平成24年12月4日付け、指令由農-3488）の記載（抜粋）

2 補助事業等の目的

企業や事業主都合離職者の農業参入や異業種と連携した農業の6次産業化等への取組を支援する。

上記の補助事業等の目的は、県農林水産部農林政策課関係補助金交付要綱（平成24年度）の別表第1「農林政策課関係補助金等の種類等」にも「補助金等の交付目的」に同様の記載がある。なお、農林漁業ビジネス支援事業費補助金の当時の所管は、農林政策課であった。

イ 雇用を創出する農林漁業ビジネス支援事業実施要領（制定：平成24年10月3日農林-1521農林水産部長通知、改正：平成24年11月8日農林-1681農林水産部長通知）の記載（抜粋）

第1 趣旨

本県製造業を取り巻く環境は厳しさを増し、雇用の維持・創出が緊急の課題となっている一方、農業においては、農産物需要や販売価格の低迷による所得の減少が著しく、高齢化の進行と相まって、農村の活力も低下してきている。

こうしたことから、地域の雇用の維持・創出と農業所得の向上及び農村の活性化を図るため、企業や企業整理等の事業主都合により離職を余儀なくされた者（以下「事業主都合離職者」という。）の農業参入等を支援するとともに、異業種との連携による農業の6次産業化等への取組を支援する。

第3 事業の種類

本事業は、次の1から5の事業種目で構成し、各々の事業実施主体及び事業内容等は別表第1に定めるものとする。

4 農林漁業の6次産業化拠点施設整備事業

農業所得の向上と雇用の創出を図るため、民間事業者と農業者が連携して農業の6次産業化に取り組む際の拠点施設整備に対し助成する。

別表第1

IV 農林漁業の6次産業化拠点施設整備事業

1 事業タイプと標準事業費

(1) 新規事業展開型

地域農林水産物を活用した加工事業やサービス事業を新規に展開

2 補助対象

(1) 直売施設、加工施設、食材供給施設及びそれらの複合施設等、農業生産施設機械等（ハウス団地、体験・展示農園等）、その他特に必要と認める施設機械等

(2) (1)に係る実施設計費等

(3) なお、土地取得費、土地造成費、外構、看板、パソコン等の事務物品、消耗品など、生産・加工・販売事業の実施に直接関わりのない施設等は補助対象としない。

(4) 平成27年10月21日、物産センターは、カラオケ施設の増築するため、農林漁業ビジネス支援事業費補助金で整備した乳畜産物加工販売棟の壁及び飲食スペースの一部を撤去する工事に着手した。工期は、平成28年2月上旬までであった。カラオケ施設のオープンは、2月下旬であった。

(5) 平成27年11月9日、県由利地域振興局の職員が当該増築工事を確認した。その時点では、工事の目的や詳細な内容を確認できなかったが、同年12月中旬までの間において、物産センター関係者からの聴き取りを継続しながら、県農林水産部として対応を検討した。部内の検討の結果、物産センターに模様替え届を提出させることが妥当であると判断し、同社に対し当該届出の提出を指導した。

(6) 平成28年1月6日、物産センターは平成27年10月19日付けの模様替え届を提出し、県地域振興局農林部は平成27年10月19日付けで当該届出を収受した。なお、県由利地域振興局農林部の職員は、物産センターに対し、模様替え届の様式を提示するとともに、着工日前の日付で提出するよう指導した。

(7) 模様替え届には、増築等の理由について次のような記述がある。

ア 地域資源であるジャージー牛乳や秋田由利牛等を使用した加工品の製造・販売を拡大していくため、「乳畜産物加工販売棟」にカラオケ施設を増築する。

イ 増築により、当初計画の利用が一部変更されるスペースについては、増築部分に代替スペースを設けることにより、「乳畜産物加工販売棟」の利用計画や機能は、当初計画どおり維持するものとする。

ウ 今回の増築は、地域雇用を維持発展させるとともに、本県の6次産業化の進展に寄与することを目的としたものである。

また、増築等の効果として、「乳畜産物加工販売棟で販売する商品の売り上げ増加と、それによる地域畜産農家の所得向上」の記述がある。

(8) 秋田県財務規則（以下「財務規則」という。）の関係規定（抜粋）は、次のとおりである。

（補助金等の返還）

第259条 知事は、補助事業者が次の各号の一に該当する場合は、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消し、その取り消しに係る部分に関しすでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

一～三 略

四 前各号に掲げるもののほか、この規則の規定又は交付の条件に違反したとき。

2 略

（財産の処分の制限）

第261条 補助事業者等は、補助事業等により取得した財産又は増加した財産で別に定めるものを、知事の承認を受けずに補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(9) 補助金等交付決定通知書（平成24年12月4日付け指令由農-3488）において付された交付条件（抜粋）は、次のとおりである。

3 交付条件

(1)～(3) 略

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図ること。

(5) 前号の財産のうち1件あたりの取得価格50万円以上の機械及び器具について「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）」に定められている財産について、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間においては、補助金交付の目的に反

して使用、譲渡、交換、貸付け又は担保に供しないこと（ただし、事前に承認を得た場合を除く）。

(6) 関係法令その他の関係規程を遵守するとともに、指示及び命令事項を確実に履行すること。

(7) これら上記の条件に違反した場合には、補助金の全部又は一部を返還させることがあること。

(10) 雇用を創出する農林漁業ビジネス支援事業費補助金において、財務規則第261条の規定により知事の承認を受けなければ処分することができない財産に関する財産の区分、名称及び制限期間は、次のとおりである（県農林水産部農業政策課関係補助金等交付要綱 別表第4 処分制限財産の指定（要綱第9 関係））。

ア 財産の区分 本事業により取得した財産及び効用の増加した財産

イ 名称 本事業の助成対象施設等

ウ 制限期間 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」で定める期間

6 現地調査の実施

平成30年3月30日、監査委員は現地調査を実施し、次の（1）及び（2）について確認した。

(1) カラオケ施設増築前後の状況について

ア カラオケ施設増築に伴い乳畜産物加工販売棟内において失われた機能等はあるか

(ア) 乳畜産物加工販売棟玄関を入り、左方にあった壁及びカウンター後方の壁の一部が取り壊された。

(イ) 乳特産物加工販売棟のL字型カウンターを増築部分まで真っ直ぐに改造したことにより、飲食スペースの一部が失われた。

イ カラオケ施設増築後に増築部分にアの機能等は代替されているか

(ア) 取り壊された壁は、増築されたカラオケ施設の壁がその機能を代替している。

(イ) ア（ア）の失われた飲食スペースの一部は、増築部分に確保されている。

(2) カラオケ営業での乳畜産物加工販売棟の施設設備等の使用（施設設備等の一体的使用）の状況について

ア カラオケ営業での乳畜産物加工販売棟の使用状況

カラオケ部屋への飲食物提供のため、乳畜産物加工販売棟のレジ後方に廊下が設けられ、カラオケ受付カウンターから乳畜産物加工販売棟を経てカラオケ部屋沿いの廊下に至る動線を確認し、使用しているほか、厨房についても使用されている。

なお、カラオケの受付については、増築部分に専用のカウンターが設置されている。

イ カラオケ営業における補助事業で取得した設備・機械・器具の使用状況

カラオケ営業での飲食物提供のため、補助事業により取得した冷凍冷蔵庫、シンク、ケーキケース、アイスクリームフリーザーなどが共用されている。

第3 監査委員の判断

1 補助事業によって整備した施設設備等の所有権について

請求人は、物産センターが補助事業によって取得した施設設備等（以下「補助事業取得財産」という。）の所有権については補助率に応じて県に持分があるから、県の財産でもあるとの認識で一部の主張を展開している。

しかし、補助事業取得財産については、現行制度上、県に所有権はなく、県の財産とならないと解すべきであり、県には補助事業者が善管注意義務をもって施設を管理運営するよう指導することが求められるところである。

2 カラオケ施設の増築に伴い乳畜産物加工販売棟の壁の一部を取り壊したことについて

カラオケ施設の増築に伴う乳畜産物加工販売棟の壁の一部取り壊しは、耐用年数が徒過していない補助事業取得財産の一部を取り壊す行為であるが、残存する乳畜産物加工販売棟については、補助金の交付目的に反することがなく使用が継続されており、取り壊した壁面も物産センターが自己資金で増築したカラオケ施設の壁がその機能を代替しており、交付目的である乳畜産物加工販売棟の機能は失われてはいない。このことは、監査委員による現地調査においても確認されている。

このようなケースは、財務規則及び補助金交付要綱は想定しておらず、その取扱い及び手続については、個別に考えるほかない。

この点、当該事案については、県は増築工事を発見後、物産センターに対し模様替え届の提出を指導し、物産センターはこれに応じ、カラオケ施設を増築（乳畜産物加工販売棟への合築）する旨及び増築により失われるスペースの一部については増築部分に代替スペースを設けることで乳畜産物加工販売棟の利用計画や機能は当初計画どおり維持する旨を届け出ている。このことからすれば、物産センターがカラオケ施設の増築に伴い壁の一部を取り壊したことについては、県は、実質的に認めたものと判断される。

しかしながら、物産センターは、工事着手前において県に申し出をし、指導・指示を仰ぐべきであり、また、県においても、補助事業完了後の補助事業取得財産の改造等について事前の申し出、協議などの指導を徹底すべきであった。こうした手続が事前になされなかったことは極めて遺憾である。

3 補助事業で物産センターが取得した乳畜産物加工販売棟並びに同施設内の機械及び器具のカラオケ営業との一体的使用（以下「施設設備等の一体的使用」という。）について

施設設備等の一体的使用については、財務規則及び補助金交付要綱が想定していないところであり、その取扱い

及び手続については個別に考えるほかないものである。

本件事案は、補助事業取得財産について補助金の交付の目的に従った使用がなお継続されており、他方では補助金の交付の目的、当該財産の本来の用途及び機能が妨げられない範囲において、カラオケ営業に伴う飲食物の提供のために使用されている。

補助事業取得財産については、補助金の交付の目的に従った使用が継続され、当該財産の本来の用途及び機能が阻害されない限りにおいて他の目的に使用することを認めることは差し支えないと考える。

しかしながら、本件事案における手続を見れば、物産センターは、施設設備等の一体的使用のための何らの手続もしておらず、また、県が当該使用を承認する旨の意思決定をした形跡もない。財務規則及び補助金交付要綱に定めがないとはいえ、何らかの手続をとるべきあり、これがなされていないことは極めて遺憾である。

4 結論

以上のとおり、物産センターがカラオケ施設の増築に伴い乳畜産物加工販売棟の壁の一部を取り壊したこと及び施設設備等を一体的に使用していることについては、交付条件に基づき補助金返還をさせるべきとまでは判断できず、財務規則第259条の適用はないことから、県が物産センターに対する補助金返還請求権を有しているとの主張には理由がないものと認められる。

しかしながら、本件事案においては、手続の事後処理や受付日の遡及といった著しく不適切な対応があったことから、県に対し、次の2点について厳正に対処するよう指摘するものである。

- (1) 県民の信頼を損なうことのないよう関係法令等を遵守し、適正に事務事業を遂行すること。
- (2) 補助事業の完了後の補助事業取得財産の管理及び運営について、改造等の許可等をする際の基準及び様式を明確化すること。また、財務規則及び補助金交付要綱等で想定していない場合においては、補助事業者に事前の協議を義務づけること。